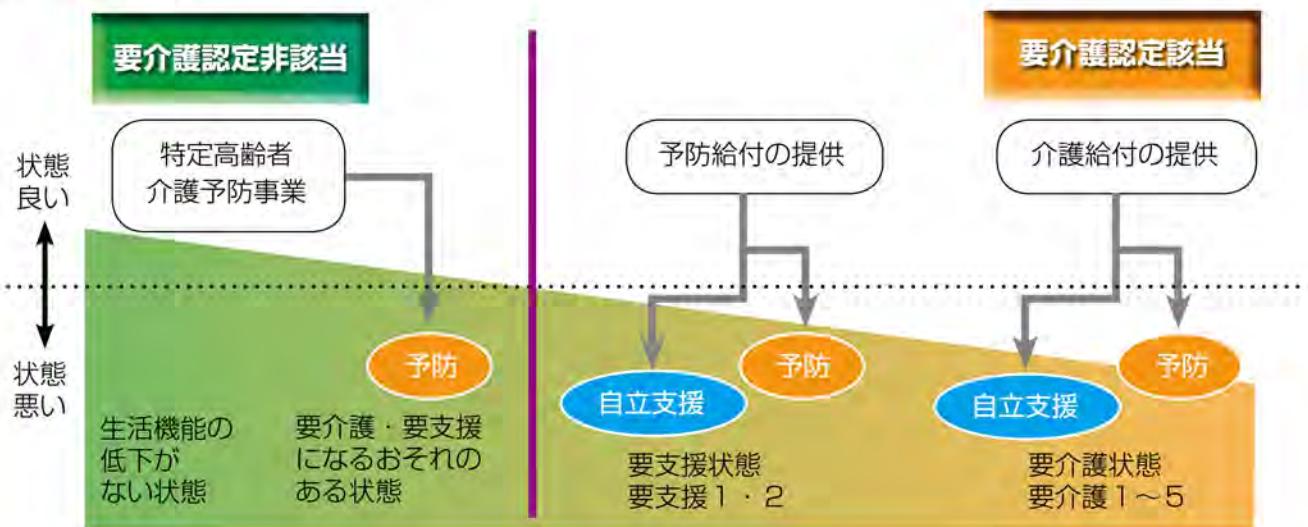


第1回目

介護保険ってどんな制度？

1. 介護保険制度にはどのような目的があるの？

介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を国民みなさんで支える仕組みです。そしてまた、できるだけ従来の生活が続けられるように、介護予防を通じて支援する仕組みでもあります。



2. どのような人が介護保険制度を利用できるの？

65歳以上の方

第1号被保険者
介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます
必要となった**原因は問われません**

40歳以上65歳未満の方

第2号被保険者
特定疾病が原因で介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます

3. 窓口はどこ？（申請）

介護保険制度のサービスを利用するには、「介護が必要」という認定を受けることが必要です。認定を受けるには、まず、そのための「申請」をしなければなりません。申請書は下記係にあります。

- 申請先／役場住民課介護保険係（地域包括支援センターでも受け付けています）
- 申請可能な方／本人、家族（民生委員の方などが代行できます）
- 必要なもの／印かん、被保険者証（65歳以上の方）

※このほか、かかりつけの医療機関名・主治医の氏名・所在地・電話番号を記入していただきますので、事前に確認してください。記入していただいた主治医に、後日認定に必要な「意見書」を作成していただきます。



被保険者証：65歳の誕生日に届きます

介護保険制度が始まって10年が経ち、介護サービスを利用される方も年々増えてきました。しかし、介護保険制度は実際に利用するときにならないと、わからないことだらけではないでしょうか？ そこで、今月から3回に分けて介護保険制度の仕組みを連載します。

第1回目【介護保険ってどんな制度？】

第2回目【介護サービスの利用と介護保険料ってどんな関係があるの？】

第3回目【介護保険に関するよくある質問と回答】

4. 要介護認定って、どんなことするの？（認定調査）

要介護認定を申請すると、職員による「訪問調査」があります。

訪問調査

調査担当職員があらかじめ日時をお約束して自宅や入院先を訪問し、本人の心身の状態を聞き取り調査します。



聞き取りする内容

- 麻痺や関節の動き
- 入浴、排泄、食事
- 視力、聴力、意思の伝達
- 14日以内に受けた医療
- 寝返り、起き上がり、歩行の状況
- 衣服着脱、金銭管理
- ひどい物忘れ、徘徊などの行動など

主治医の意見書

かかりつけ医療機関の主治医が、医学的見地による意見書を作成します。できるだけ最近の状況で作成しますので、しばらく病院にかかっていない場合は受診を求められることがあります。



コンピューターで
一次判定

聞き取り調査で特に
気になったことや具
体的な介護の手間・
頻度などは

特記事項

介護認定審査会

これらの内容をもとに、医療・保健・福祉の専門職による介護認定審査会が最終的な判定をします

- 一次判定の結果
- 主治医の意見書
- 特記事項の内容

二次判定



非該当

要支援1

要支援2

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

認定の結果は郵送で届き、介護サービスの利用ができるようになります。次回は認定結果によって、どんなサービスを利用できるの？ 利用するためにはどうしたらいいの？ サービスの利用料と介護保険料は関係があるの？ ということを中心に【介護サービスの利用と介護保険料ってどんな関係があるの？】について解説します。

■問い合わせ 役場住民課介護保険係（1階④番窓口☎485-2111内線138）